

第 28 回草津市農業委員会総会
会 議 録

平成 28 年 10 月 11 日

第 28 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成28年10月11日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報第 21 号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 3 報第 22 号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 4 報第 23 号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について（報告）
- 第 5 議第 29 号
農地地目変更届出につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議第 30 号
農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議第 31 号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議第 32 号
農用地利用集積計画・農地中間管理権（案）の決定につき、議決を
求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 9 議第 33 号
農用地利用配分計画・農地中間管理権（案）の決定につき、意見を
求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 会議に出席した委員

1 番	奥村 良三	2 番	宇野 敬造	3 番	杉江 善春
4 番	福井 義隆	5 番	芝田 敏夫	6 番	田村 捨要
7 番	池田 俊清	8 番	岸本 勇喜雄	9 番	山岡 康一
10 番	古川 孝夫	11 番	西村 保	12 番	我孫子 利和
13 番	山本 英裕	14 番	今村 俊二	15 番	野添 照男
16 番	三上 正豊	17 番	片岡 源一郎	18 番	田中 定一
19 番	今井 孝三	21 番	宇野 嘉子		
22 番	奥井 晴喜	23 番	中村 繁樹	24 番	田中 治嗣

2. 会議に欠席した委員

20 番	藤田 繁一	25 番	横江 政則	26 番	奥村 次一
------	-------	------	-------	------	-------

3. 会議に出席した職員

事務局長	村井 治夫	参事	田中 好紀	主任	杵田 全弘
------	-------	----	-------	----	-------

農林水産課

課長 岡田 芳治

農林水産課

主任 原田 邦彦

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。
本日、20番 藤田委員、25番 横江委員、26番 奥村委員が欠席されて
おりますが、出席委員は26名中23名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられませんので御報告します。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現
で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様にお願いします。

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いします。

(農業委員憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。
それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。秋の収穫を一生懸命やっただいていることと思
います。キヌヒカリ、コシヒカリ、みずかがみの収穫時は天候が良かったの
ですが、日本晴、秋の詩、もち米では非常に苦労されていると思います。ま
だ継続するということで、皆さん本当に御苦労様でございます。

ただいまから、第28回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりで
ありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

議席番号 5 番 芝田 敏夫 委員

議席番号 22 番 奥井 晴喜 委員

以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2 報第21号農地法第4条第1項第7号の規定による届出
の受理について、受付番号119番の案件を議題とし、事務局より、報告事
項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第21号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出
について説明させていただきます。この届出は、市街化区域内の農地を自己

使用目的により転用されようとするものです。今月の農地法第4条の届出は1件です。議案書2ページを御覧ください。

119番は、届出人が届出地に集合住宅を建設する計画により、文化財保護法第93条第1項に基づき『埋蔵文化財発掘届』を市に提出され、埋蔵文化財の本発掘調査を行うため、届出人所有の東草津一丁目地先の田1,013㎡のうち786㎡を一時転用するものです。

届出人は届出地にファミリータイプの二階建て分譲住宅5棟を建設する予定で、建物が建設される予定箇所全面を40cm～50cmを掘り、掘った土については、原状回復するため掘った箇所の周辺に積み上げていくとのことで、調査にかかる発掘を約1ヶ月半のスケジュールで行い、雨水排水については、現況の農地と変わらない状態で発掘調査を行うため、隣接地への雨水排水の影響はないものと判断いたします。

周囲は、道路ならびに宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の、届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、9月9日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第21号の報告を終わります。

次に、日程第3 報第22号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、受付番号118番および120番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出、この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。今月の農地法第5条の届出は2件です。議案書は3ページを御覧ください。

118番は、市内で建設業を営んでいる借人が共同住宅とするため、貸人2名が所有の追分南七丁目地先の登記地目田ならびに畑の3筆、合計1,278㎡を使用貸借にて借受けし、転用されようとするものです。借人

は宅地化が進み交通が至便である届出地を借受けし、共同住宅の事業を展開するため、届出に至ったとのことでした。

計画では、ファミリー向け3階建て共同住宅1棟と駐車場23区画と15台の駐輪場を予定しており、雨水排水は分譲宅地内西側と東側に側溝を新設し、土砂流出を防止し、新設道路側溝に放流いたします。雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は、道路、水路用地、宅地および届出人所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、9月6日に専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

120番は、市内で不動産業を営む譲受人が土地区画整理事業に伴う住宅用地とするため、譲渡人が所有する南笠町地先の田2筆 合計1,549㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、大津湖南都市計画・南草津プリムタウン土地区画整理事業組合が平成28年1月29日に滋賀県から設立の認可を受け、同日、市街化調整区域から市街化区域に編入され、埋蔵文化財発掘調査を終え、現在、土地区画整理事業に伴う作業を行っており、今回届出がされたものです。

周囲は、農地であり、農地の所有者から隣地承諾を得ておられます。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、9月9日付けにて、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第22号の報告を終わります。

次に、日程第4 報第23号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、受付番号6番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報第23号について説明させていただきます。議案書4ページを御覧ください。

報第23号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知について、この届出は、農地法3条による賃貸借の設定を解除するものです。今回、1件の届出がありました。

6番につきましては、賃借人は賃貸人が所有する、矢橋町地先の田、1筆、783㎡について、農地法第3条による賃貸借の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、先代の所有者同志が賃貸借の設定をして耕作をされ、両者とも亡くなられ家族が相続された以降も賃借人として耕作されてこられました。賃借人が体調不良のため耕作できないという事由から今回双方合意により解除されようとするものです。

なお、この解約通知書につきましては、平成28年8月29日付けで受理しております。

賃貸借の解除通知1件について、添付書類等確認いたしましたが、不備等なく受理いたしましたので報告いたします。以上です。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長

次に、日程第5 議第29号農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号121番から124番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、議第29号について説明させていただきます。議案書6ページを御覧ください。

議第29号 農地地目変更届出について、この届出は田から畑へ、地目を変更されようとするものです。今月の農地地目変更届出は4件です。

121番と122番につきましては関連がありますので一括で説明させていただきます。

両番につきましては、届出人が追分南七丁目地先の田、2筆、計699㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

現地は、先ほど議案書3ページの118番で説明のありました共同住宅の開発により整備された宅地に隣接した農地です。共同住宅の開発がされますことから、住宅地との段差もでき、田として耕作していくことより畑として利用していき季節野菜等を栽培したいとのことで今回地目変更をされるもの

です。

届出地の周囲は里道、草津市道および宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に123番につきましては、届出人が新堂町地先の田、1筆、662㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

現地は、家族の住宅がある宅地の隣接の田であり、隣接した河川および市道から90cm程度低い農地です。以前から水はけの悪い農地で、農機具の動きがとれないといった状況を届出人から聞いております。今回、知人から埋め立て用の土が入手できることになったことから、表土をめくって60cm程度の土を搬入される予定です。これにより宅地と隣接した自己所有の畑との段差も解消でき、畑として利用していただけることから季節野菜等を栽培したいとのことで地目変更をされるものです。

届出地の周囲は田、河川、草津市道および申請者の宅地であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

次に124番につきましては、届出人が新浜町地先の田、1筆、680㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

届出人は、農地としてはこの筆だけの所有のため、周囲に住宅が建ってきており、進入路や用排水の確保はできているものの、田として耕作していくことより畑として利用していき自家野菜を栽培したいとのことで今回地目変更をされるものです。

届出地の周囲は宅地および水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地地目変更届出について、添付書類等も確認いたしましたが、不備等なく考えますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号121番および122番の案件につきましては、私が担当なので私から御説明します。

121番は事務局から説明がありましたとおり、東側は里道、西側は市道、北側と南側は宅地であり、境界も確定されておられまして、地目変更の問題はございません。

122番も同様で、東側は里道、西側は市道、北側と南側は宅地であり、境界も確定済みで地目変更の問題はございません。

それでは、受付番号123番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員 お願いします。

●●番
●● 123番の案件でございますが、詳細は事務局の説明のとおりです。申請人は農業に意欲があり頑張っておられますので、何ら問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。

会長 受付番号124番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番
●● 内容につきましては事務局の説明のとおりです。田んぼの周りが宅地で、コンクリートで囲まれています。現在は遊休地の状態ですが、継続して耕作していただける状態ですし、申請人も意欲を出しておられましたので、よろしくをお願いします。

会長 それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

●番
●● 畑と田んぼでは水を必要とする時期が違いますが、畑に変更した後はどうやって水を確保するのですか。

事務局 通常、半年での用水の使用が一般的なので、今おっしゃったように後の半年分の水はどうするかという話があると思います。この4件もそうですが、田畑転換する時には決裁金が支払われるので、その時点で4月～9月の田の用水時期でも基本的には用水の水が使えないという形になっております。一般的には水を溜める物を置く等して、畑用の水を確保していかれると思います。

今回についても4件とも申請書に決裁金の領収証が添付されていますので、自らが溜め水等を使って畑を維持していかれると思っております。

会長 他に御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第29号 農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号121番から124番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。よって、議第29号 農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号121番から124番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議第30号農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号125番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、議第30号について説明させていただきます。議案書6ページを御覧ください。

議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可について、この申請は農地の権利移動にかかる申請です。今月の3条の許可申請は1件です。

125番は、譲受人は譲渡人が所有する野路九丁目地先の畑、1筆、178㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は開発により自己所有農地が減ることにともない、自己所有農地と自宅の隣接地で譲渡人が所有されている当該農地があることから、相続で取得された譲渡人との間で今回この農地を譲り受けられる話がまとまり、申請に至ったものであります。

なお、耕作面積は5,182㎡で、下限面積の要件を満たしておられます。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件についてですが、現在の所有する農地についても耕作されておられ、取得後においても耕作を行うことができると認められることから、該当はしないと判断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても自宅のすぐ隣りの農地であることから利便性も上がり耕作に従事できると認められることから、該当はしないと判断しております。

7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号125番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●● この土地につきましては、今事務局の方から御説明がありましたとおり、代替地ということです。たまたま譲受人の農地の隣にほとんど放置されていた土地があつて、上手くマッチしたと思います。これから有効に活用されていかれるということなので何ら問題はございません。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号125番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号125番の案件は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第7 議第31号農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号126番から128番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。今月の農地法第5条の許可申請は3件です。議案書7ページを御覧ください。

126番は、譲受人が賃貸用の露天駐車場とするため、譲渡人が所有の南笠町地先の田2筆、合計768㎡を売買にて取得し、転用されようとするも

のです。

譲受人は不動産業を営んでおり、至近に建設が予定されております福祉施設の社員用の駐車場が不足していることなどから賃貸駐車場の問い合わせがあり、駐車場用地として適地である申請地所有者の協力が得られる運びとなり、今回の申請に至ったとのことです。

計画では普通乗用車22台分の駐車区画を取り、開発区域周囲にL型擁壁を施し土砂流出を防止し、雨水排水については敷地内東側にU字側溝を新設し、最終南側既設道路側溝に放流する計画となっております。

周囲は、道路、水路、雑種地ならびに田であり、農地の所有者から隣地承諾を得ておられます。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

127番は、譲受人が、露天資材置場とするため、譲渡人が所有の芦浦町地先の畑634㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、申請地付近で住宅開発が進んでおり、資材置場を希望する工事業者があることから、申請地を適地とし、今回の申請に至ったとのこととございます。

申請地には、碎石・型枠・足場類等を置き、隣接する宅地との境には緑地を設けて土砂の流出を防ぐ計画をされております。

造成工事につきましては、現況が畑であることから整地のみを譲受人の自社において行う予定をされております。

雨水排水計画については、整地を行う際に市道側溝に流れるように勾配をとるとのことです。

なお、周囲は、道路および宅地と譲渡人所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証

明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

128番は、譲受人が専用住宅建築のため、譲渡人が所有の芦浦町地先の畑210㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。譲受人は、現在栗東市の賃貸アパートに住んでおられますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから新築を計画したところ通勤にも適し、子どもの環境にも適した申請地を譲ってもらえることになり、申請地を適地とし今回の申請に至ったとのことです。

雨水排水計画については、申請地周囲の境界部分にブロックを積み、フェンスを施しフェンスの内側にはU字溝を設置し、会所枡を経由して隣接する水路に放流する計画となっております。

雑排水については、公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は、道路、水路、宅地および畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法29条が該当しておりますので同時許可となります。

以上3件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上です。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。受付番号126番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

この現場につきましては、以前も遊休地になっていまして、耕作をされていない土地でした。近くにできた特定老人ホームが駐車場の土地を探していたところ、たまたま近くにあったということです。これにつきましては何ら問題ございませんのでよろしく願いしたいと思います。

会長 受付番号127番および128番の案件につきましては、議席番号●●番
●●委員をお願いします。

●●番 127番の案件につきましては、先ほどの事務局の御説明とおりに在所の中
●● にありますし、目的は資材置場ということですが、私道にも公道にも面して
おりますので周囲には問題ないと聞いております。

128番は先ほどの御説明のとおり、隣にも住宅が建っておりますし、住
宅が伸びている在所の部分なので問題ないと思います。どうぞよろしくお願
いします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方
は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第31号 農地法第5条第1項の規定に
よる許可につき、議決を求めることについて、受付番号126番から128
番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決
を求めることについて、受付番号126番から128番の各案件は原案のと
おり決定いたしました。

次に、日程第8 議第32号農用地利用集積計画・農地中間管理権(案)
の決定につき、議決を求めることについて、農林水産課から議案の朗読と説
明を願います。

農林水産課 このたび、農地中間管理機構から利用権設定についての申し込みがありま
した。農用地利用集積計画(案)として作成しましたので、農業経営基盤強
化促進法に基づき当農業委員会で御審議いただくものでございます。詳細に
つきましては担当から説明させますのでよろしくお願いたします。

農林水産課 農用地利用集積計画 農地中間管理権(案)について御説明させていただ

きます。

資料の1ページでは現在の農地中間管理機構による利用権設定がされている面積の集計をお示ししています。左側の「平成28年10月25日設定のもの」という部分が本日お諮りする内容となっております。

筆数といたしましては、20筆（田19筆、畑1筆）、面積は32,937㎡（田32,811㎡、畑126㎡）でございます。再設定は現在のところございません。農協受委託集計面積はございません。

続きまして、下の農地中間管理事業集計面積の部分ですが、今回お諮りさせていただき内容は全て農地中間管理事業の面積でございますので、先ほど申し上げた面積と同じです。

右側の「平成28年10月25日現在設定されている累計数値」は現在草津市で設定されている利用権設定の総計となっております。筆数が2,964筆（田2,869筆、畑95筆）でございます。面積といたしましては、4,584,733.15㎡（田4,501,909.15㎡、畑82,824㎡）でございます。

続きまして、「平成28年10月25日現在設定されている累計数値（内、農協受委託集計面積）」といたしまして、筆数が1,823筆（田1,820筆、畑3筆）、面積が2,955,699.15㎡（田2,955,004.15㎡、畑695㎡）でございます。

その下には「平成28年10月25日現在設定されている累計数値」の内、農地中間管理事業に関する数値をお示ししています。筆数50筆（田48㎡、畑2㎡）、面積が90,858㎡（田89,962㎡、畑896㎡）でございます。

なお、今回利用権設定させていただき筆の設定期間は全て15年でございます。

詳細は次のページです。志那町の農地が15筆、上寺町の農地が4筆、南山田町の農地が1筆で合計20筆です。利用権の開始は平成28年11月1日、終期は平成43年11月30日です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

会長

以上で、農林水産課の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願ひます。

●●番
●●

資料が10月25日現在になっているのは何か意味があるのですか。

農林水産課 こちらは利用権設定の公告を行う予定日を案として入れさせていただいております。

●●番 当初、契約期間は10年と聞いていたのですが、今回は15年1ヶ月なのは
●● どのような理由ですか。

農林水産課 農地中間管理事業につきましては、10年以上の貸し出しが条件として定められています。更に15年以上貸し出す場合に固定資産税の軽減措置が得られるという内容が新たにございまして、そちらの制度説明を農地中間管理機構から土地の出し手に行った結果、15年貸し出したいという申し出を受けたものでございます。

 今回の利用権設定期間は正確には15年1ヶ月です。他の利用権設定の申し出をされる方についても農地中間管理機構の方で11月30日までで貸し借りの権利設定を現在行っているところでございます。漏れを防ぐ為に全て11月30日までの貸し出し期間にするということで説明を行って承諾を得ていると機構から説明を受けております。

●●番 この期間に作業が出来なくなるということはあるのでしょうか。
●●

農林水産課 農地中間管理機構から耕作者に農地を貸し出すという契約を行います。もしも耕作者が作業を行うことが出来なくなった場合は、機構で新しい耕作者を探して耕作が継続されるように働きかけます。農地を担い手に配分するマッチング会議を行っておりますので、その際に農林水産課からも依頼していきます。

●●番 今のお話は契約の途中で耕作できなくなったらということでしたが、次の
●● 担い手が見つからなかったら農地を返還できるのでしょうか。

農林水産課 機構の方にそういったケースがあり得るのか問い合わせたのですが、貸し手さんと機構の契約と、耕作者と機構の契約は全く切り離されているものであって、耕作者さんがいないからといって、せつかく出させていただいている農地を返すことは無いようにするという説明を機構から受けております。

●●番 10年と15年では固定資産税は何%違うのでしょうか。
●●

会長 資料が無いようなので、後で確認してまた皆さんにお伝えします。

●●番 資料に10a当たりの対価が書かれているのですが、基準はあるのですか。
●●

農林水産課 機構と出し手で合意を取った金額が契約として使われます。貸し手の希望額を申出書に書いていただくようになっております。特に基準が定まっているものではないです。

●●番 用水代の中に施設の維持管理費が入っていると思いますが、それをどちらが負担するのか書いてある資料はありますか。
●●

農林水産課 通常の利用権設定を組まれる時と同じ仕組みを利用する形でありまして、特に用水についての定めが記載されているものではないです。

●●番 今、草津用水が調査をしているのですが、それはあくまでも地主さんへの要望として調査が行われています。水利費と維持費を両方払っているわけですが、その辺りの問題がどうなのか調べておいて欲しい。
●●

●●番 解約についての但し書きはあるのですか。公共事業等をやむを得ず途中で解約する場合もあると思いますが。
●●

農林水産課 解約については、通常の利用権設定と同じで地権者と中間管理機構で合意解約の書類を作成して提出していただくという手続きになってまいります。

●●番 違約金は発生するでしょう。畦を綺麗に直して田んぼを耕作しているのに返して欲しいと言われたら困ります。
●●

農林水産課 はい。

●●番 解約についての条文は無いのですか。
●●

農林水産課 経営基盤強化促進法で定められている基準だけです。双方合意の上で届出をしていただくという形になります。

●●番 合意は機構と賃貸人がするのですか。

●●

農林水産課 こちらの利用集積計画につきましては、土地所有者と機構との契約になりますので、その両者の合意になります。また、別途機構と耕作者の契約もしていただいていますので、そちらについては耕作者と機構の間で合意解約をしていただく必要があります。

●番 これを農業委員会にかけるのは何故ですか。

●●

農林水産課 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき本委員会の議決を求めるものです。合意解約等の規定につきましても、同じく農業経営基盤強化促進法によって定められております。

●●番 受け手側にも親身にしてもらう必要があると思います。受けてもらうのは草津市内の農業者の方です。総会で審議する場合に何も意見を言えなくて、報告を聞くだけになると、農業委員の立場では何にもならないということを言いたかった。

会長 他に何かございますか。

(質問・意見なし)

会長 今日、御質問された中で回答していないことは調べてもらい、また報告させていただきます。

質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第31号 農用地利用集積計画・農地中間管理権(案)の決定につき、議決を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長 挙手多数であります。

よって、議第32号 農用地利用集積計画・農地中間管理権(案)の決定につき、議決を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議第33号農用地利用配分計画・農地中間管理権(案)

の決定につき、意見を求めることについて、農林水産課から議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 「農用地利用配分計画案（農地中間管理事業）」と書かれている資料を御覧下さい。

こちらは先ほど御審議いただきました、農用地利用集積計画で土地の所有者から農地中間管理機構に貸し出された農地を、農地中間管理機構が預かってから耕作者にどのように配分するかという計画でございます。

こちらの計画につきましては、市は農地中間管理機構から依頼を受けて案を作成しております。この内容といたしましては、先ほど御審議いただきました20筆につきましては、3名の借受希望者が賃借権の設定を受けます。内容につきましては、水田と普通畑です。利用権の開始時期は平成28年12月8日、終期は平成43年11月30日でございます。借賃と支払い方法はそれぞれの所有者と農地中間管理機構の合意が取れた方法で契約を交わします。私の方からは以上です。よろしく願いいたします。

会長 以上で、農林水産課の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただ今の農林水産課からの説明について、発言のある方は挙手願います。

（ 質問・意見なし ）

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
ただいま議題となっております議第33号 農用地利用配分計画・農地中間管理権（案）の決定につき、意見を求めることについては、別段意見はないものと決定し、通知することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

会長 挙手全員であります。
よって、議第33号 農用地利用配分計画・農地中間管理権（案）の決定につき、意見を求めることについては、別段意見はないものと決定し、通知することに決しました。
以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時40分

草津市農業委員会会議規則第18条

第2項によりここに署名する

平成28年10月11日

会 長 宇野 敬造 _____

署名委員 芝田 敏夫 _____

署名委員 奥井 晴喜 _____